

令和6年10月から

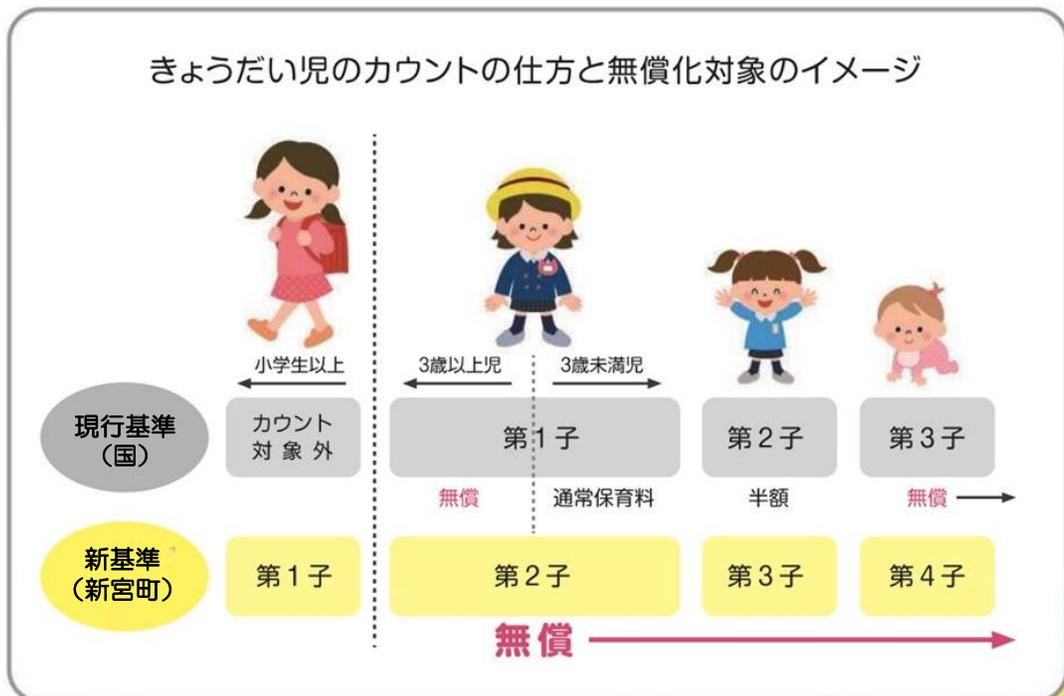
第2子以降の保育料が無償になります！

※お子さんと保護者が新宮町に住んでいる場合が対象となります。(原則、新宮町に住民票があること)

新宮町では、多子世帯の負担軽減、子育て環境の充実のため、令和6年10月から第2子以降の保育料を無償化します。

これまで、保育料の多子軽減として、保育所等にお子さんが2人以上入所している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償化としていました。今回、町独自の取組として、保育所等の同時利用や子どもの年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料が無償となります。

きょうだい児のカウントの仕方と無償化対象のイメージ



問い合わせ先 (平日 8:30~17:00)

シーオーレ新宮子育て支援課 (こども家庭センター「はぐうる」)

TEL 092-963-2995